

## EU：自転車関連品目の 2018 年関税率

欧州委員会は、EU の対外的な共通課税のため、合同関税品目分類表 (CN コード) を設定しており、毎年 10 月末に翌年から適用される関税品目分類と関税率を公表している。本年は 10 月 31 日付 EU 官報 (No. L282) にて、2018 年 1 月 1 日より適用となる CN コードと標準関税率が公告された。自転車関連品目の 2018 年関税率は 2017 年と変更なく下記の表のとおりである。

電動アシスト自転車 (EPAC) は、2012 年より第 8711 項のモーターサイクル (自動二輪車) に属しているが、2017 年には 8711 60 「電動原動機を推進力とするもの」が新設され、CN コード 8711 60 10 「連続定格出力 250W を超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪及び四輪車」となった。なお、モーター出力 250W を超えるいわゆる S-Pedelec は同コード 8711 60 90 「その他のもの」に含まれると見られる。

表：自転車関連品目の 2018 年関税率

CNコード	品 目	関税率 (%)
4011 50 00	自転車に使用するゴム製の空気タイヤ (新品に限る)	4
4013 20 00	自転車に使用するゴム製のインナーチューブ	4
7315 11 10	自転車及びモーターサイクル用のローラーチェーン	2.7
8414 20 20	サイクル用手押しポンプ	1.7
8512 10 00	自転車に使用する照明または視認性シグナル装置	2.7
8711 60 10	連続定格出力 250W を超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪車及び四輪車	6
8711 60 90	その他のもの	6
<b>8712 00</b>	<b>自転車及びその他のサイクル (運搬用三輪自転車含む)、ただし原動機付きのものを除く</b>	
8712 00 30	ボールベアリング付き自転車	14
8712 00 70	その他のもの	15
<b>8714</b>	<b>第 8711 ~ 8713 項の車両に関する部分品及び付属品：</b>	
8714 91	<b>フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品：</b>	
8714 91 10	フレーム体	4.7
8714 91 30	前ホーク	4.7
8714 91 90	これらの部分品	4.7
8714 92	<b>ホイールリム及びスポーク：</b>	
8714 92 10	リム	4.7

8714 92 90	スポーク	4.7
8714 93 00	ハブ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く)、及び フリーホイール	4.7
8714 94	ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む)、 及びこれらの部分品:	
8714 94 20	ブレーキ	4.7
8714 94 90	これらの部分品	4.7
8714 95 00	サドル	4.7
8714 96	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品:	
8714 96 10	ペダル	4.7
8714 96 30	ギヤクランク	4.7
8714 96 90	これらの部分品	4.7
8714 99	その他のもの:	
8714 99 10	ハンドルバー	4.7
8714 99 30	キャリアー	4.7
8714 99 50	ディレーラギヤ	4.7
8714 99 90	その他の部分品	4.7

以 上

出所 : 2017 年 10 月 31 日付 EU 官報 (No. L282)